

平成25年度 大阪市社会福祉審議会総会 会議録

- 1 開催日時 平成26年3月31日(月) 午後3時40分～5時10分
- 2 開催場所 大阪市役所 屋上階 共通会議室
- 3 出席委員 22名
白澤委員長、石田委員、伊藤委員、乾委員、岩間委員、上野谷委員、太田委員、
大槻委員、北尾委員、木下委員、草島委員、小池委員、小林委員、小山委員、
白國委員、須川委員、手嶋委員、土岐委員、中尾委員、中田委員、増田委員、山田委員

西嶋福祉局長あいさつ

福祉局長の西嶋でございます。

本日は、本当に3月31日という年度末のぎりぎりの何かとお忙しい中、ご出席賜りまして本当にありがとうございます。皆様方には平素から、福祉行政はもとより、市政各般の事業の推進に格段のご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をおかりいたしまして厚くお礼申し上げたいと思います。

この間よく言われますけれども、福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の進展でございますとか経済・雇用の依然低迷など、大きく変化してございます。そういった中で、福祉行政に対するニーズも複雑多様化しているところでございまして、昨年来、社会保障制度を持続可能なものにしていくということで、国のほうでもいろいろ議論をされているところでございます。こうした状況の中で、国におきましても生活困窮者自立支援法を平成27年4月から施行されるという、社会保障制度改革といたしまして子どもや子育て支援や医療、介護保険にわたるまで、さまざまな制度改革を行うこととしてございます。

本市におきましても、今般、こうした状況を踏まえまして、平成27年度からは高齢者や障がい者の方々に対する次期計画を策定する時期ということになってございます。また一方、地域のほうに目を向けますと、この間、大阪市内におきましても、昨年度には孤立死という

痛ましい事件が起こったところでございます。本当に家族や地域におけるつながりの希薄化が進んでおりまして、こうした孤立化は、児童や高齢者に対する虐待等の要因ともなっております。地域における見守り、支え合いの仕組みづくりなど、地域福祉の推進体制が一層求められているところでございます。

こうした中、本審議会におきましては、これまで多くの貴重なご意見、答申をいただきまして、本審議会のご意見を踏まえまして今後の福祉施策の立案、推進を図ってまいりたいと考えてございますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局

出席委員並びに出席職員を紹介

出席状況の報告、配付資料の確認及び会議の公開について

議事

事務局

それでは、本日の議事に移らせていただきますが、本日は委員総数の過半数を超える皆様にご出席をいただいております。大阪市社会福祉審議会条例第6条第3項により会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づきまして、本審議会は公開で実施させていただいております。傍聴されている方につきましては、お配りしております傍聴要領に記載しております内容を遵守いただきまして、円滑な会議の運営にご協力いただけますようお願い申し上げます。

それでは、以降の進行につきましては白澤委員長にお願いしたいと存じます。白澤委員長、よろしくお願いいたします。

白澤委員長

本社会福祉審議会の委員長を仰せつかっております白澤でございます。

本日は年度末の大変お忙しい時期にもかかわらず、多くの皆様にご出席いただきま

してまことにありがとうございます。

また、委員の何人かの皆さん方には、本日この前に開催をいたしました大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の委員会にも引き続いてご出席をいただいています。大変長丁場になりますが、どうかよろしく願いいたします。

大阪市社会福祉審議会は、大阪市の社会福祉の施策を方向づけていく上で大変大きな役割を担っているわけであります。委員の皆様方の忌憚のないご意見を本日も頂戴したいというように思っております。

先ほど西嶋福祉局長からの話にもございましたように、日本は、介護保険含めた社会保障財源のあり方並びに少子高齢化の中で、昨年度は社会保障制度改革国民会議の中で、介護保険、医療保険、年金保険、子育て並びに生活困窮者問題について、持続的な発展をどうさせていくのかというような議論が進められてまいったところでございます。

大阪市におきましても、こうした問題にどういうふうに取り組みをするのかということで、本日は、高齢者施策におきましては介護保険事業計画を来年度1年をかけてつくらなければなりません、同時に障がい者施策につきましても同様、障がい者支援計画、大阪市障がい福祉計画の策定を1年かけてやらなきゃならない時期を迎えているわけでございます。さらには地域福祉の課題も多々ございます。各区での地域福祉計画の作成、並びに大阪市全体の中では孤立死の問題や生活困窮者の自立支援をどうしていくのかという課題が山積しているわけでございます。そういうことについて今日は事務局からのご説明をいただき、皆さん方の忌憚のないご意見を頂戴できればというふうに思っております。

さらには社会福祉審議会に新たな部会を設ける、これは後からも申し上げますが、児童福祉法の一部改正による部会設定でございました。それについてもご意見を頂戴したいというように思っております。限られた時間でございますが、皆様方のご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

では座って始めさせていただきますが、お手元の次第にございますように報告事項の1番目でございますが、高齢者施策に係る主な取組状況と次期計画策定について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局（小倉 福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）

お手元の資料の1 - 1並びに1 - 2をごらんいただきたいと思います。

資料1 - 1の別紙というのがございまして、A4の主な高齢者施策についてというパワー

ポイントの表でございます。

高齢者施策については、真に支援を必要とする人々のための福祉施策の再構築ということで取り組んでまいったことございまして、ここにありますように、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し福祉施策を進めるとともに、特別養護老人ホームの入所待機者解消のための整備促進ということで、 の在宅高齢者の支援体制の強化、 の認知症高齢者支援体制の充実、そして の特別養護老人ホームの待機者解消の取り組み、この3点にわたりまして1年間取り組んでまいりましたので、取り組み内容ですとか成果、また課題なり今後の対応についてご説明を申し上げます。

まず、在宅高齢者の支援体制の強化でございますが、取り組み内容といたしましては、増加しつつあります虐待ですとか認知症高齢者への緊急対応等が困難な状況となっておりますので、高齢者等からの相談に対し迅速かつ的確な対応を行えるようにということで、25年度において、地域包括支援センターの総合相談の窓口でございます、いわゆるランチの職員数を現行の0.5人相当から1人に拡充をいたしまして、高齢者の在宅生活の充実を図ってまいりました。

その成果といたしましては、総合相談窓口（ランチ）の相談件数でございますけれども、前年度と比較いたしまして相当増加しているところでございます。具体的に申し上げますと、昨年度（平成24年度）4月から12月の1カ所当たりの相談件数の実績の平均が206件でありましたのに対し、今年度、平成25年度の4月から12月の実績が1カ所当たり450件となっております、2.5倍に増加しているという状況になっております。

これからの課題と今後の対応でございますけれども、地域包括支援センター及びランチにおきまして、単なる相談件数の増加だけではなく、困難ケースへの対応ですとか地域ケア会議の充実など、さらなる質の向上を目指すということが必要でございますので、地域包括支援センターやランチの職員向けの研修会等の充実ですとか、体制強化に見合った評価項目の設定など、評価内容の見直しや新たなPDCAサイクルの確立を図ってまいりたいと考えております。

2点目の認知症高齢者支援体制の充実でございますが、取り組みといたしましては、認知症を早期に発見し、早期診断・治療、適切なケアがスムーズに受けられるよう、かかりつけ医に対して実施しております権利擁護制度や介護サービスに関する知識の習得のための研修事業を拡充いたしまして、認知症の早期段階でのケアマネジャーや地域包括支援センターなど、地域の認知症介護サービス諸機関との連携の強化を図ってまいりました。

成果といたしましては、かかりつけ医の認知症支援体制へのより積極的な参画が促進をされまして、医療と介護・福祉の地域連携の強化が図られたものと考えているところでございます。

今後の対応、課題でございますが、研修会への参加状況につきましては現在集計をいたしておりますけれども、引き続き当該研修を継続実施することによりまして、認知症支援体制の充実を目指してまいりたいと考えております。

3点目は、特別養護老人ホームの待機者の解消の取り組みでございます。取り組み内容といたしましては、必要性・緊急性の高い入所申込者がおおむね1年以内に入所が可能となるよう、現計画の整備目標定員1万1,500人分を確保するための整備に加えまして、次期計画のうち定員300人分について平成25年度から前倒しして整備に着手しているところでございます。

成果といたしましては、本年3月1日現在、112施設、定員1万375人分が開設をいたしております。また、整備に着手しているものは15施設、定員1,217人分ございまして、今後整備を進める予定の226人分を合わせまして、1万1,800人分が整備される見込みとなっております。

課題と今後の対応でございますが、26年度の骨格予算におきまして既に着手しているものなど継続分の予算のみを計上しておりました。新規整備分の予算計上は行っておりませんけれども、さらなる待機者解消を図るべく、新規整備分については26年度の補正予算での対応を検討いたしております。引き続き待機者の解消に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、資料の1 - 2でございます。保健福祉計画・介護保険事業計画の策定についてでございますけれども、資料の左側につきましては、今現在の高齢者の現状でございますとか、平成24年度から26年度までの現行の第5期計画の基本方針などについて書かせていただいております。

今回ご提案をいたします第6期の計画でございますが、平成27年度から29年度までの3年間を計画期間といたしております。先ほどございましたように、今般の介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化ということが大きな制度改正の中身になっておりまして、こういう中身も含めまして、この下にございます計画策定スケジュールのとおり、保健福祉部会、介護保険部会の2つの部会をそれぞれ2回程度、それから高齢者福祉専門分科会を2回開催した後、12月にパブリック・コメントを実施いたしまして、翌年の1月、2月には、2つの部会と高齢者福祉専門分科会による審議を経まして、第6期計画を策定していくということで考えております。

資料の真ん中にございます、次期計画における重点的な課題と取り組みでございますけれども、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者を取り巻く現状ですとか、今申し上げました制度改正の内容などを踏まえまして、計画の枠組みですとか重点的な課題及び取り組み等について、高齢者福祉専門分科会において審議をいただき、次期計画を26年度中に策定する予定といたしておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。説明は以上でございます。

白澤委員長

ありがとうございました。

何かご質問ございませんでしょうか。あるいはご意見でも結構でございますが、いかがでしょう。

これは先ほど、高齢者福祉専門分科会で議論してきた内容になるわけですが、ございませんでしょうか。いかがでしょう。

来年度は事業計画の作成していくことになるということと、現在の主な高齢者施策ということで、認知症については、1つは相談機能の強化を図っているということと、2つ目が支援体制の充実を図っていくということと、そして、特別養護老人ホームについては、建設を順次進めてきたと、こういうご報告でございました。

ないようでしたら次の報告事項に移らせていただきたいと思います。

次の報告事項は障がい者施策に係る主な取り組み状況と次期計画策定についてでございますが、事務局からご説明お願いいたします。

事務局（中島 福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

資料の2 - 1と、それから資料の2 - 2をごらんいただけますでしょうか。

障がい施策にかかわります主な取り組み状況でございますけれども、障がい施策につきましても真に支援が必要な方の施策をということで、今年度、 にございます発達障がい者支援についてと、裏のページめくっていただきまして、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者への支援事業ということで取り組んでまいりました。

まず、 の発達障がい者支援施策についてでございますけれども、乳幼児から成人期までのライフステージに応じた一貫した発達障がい者支援の構築を図るということで、平成25年4月1日に平野区にございますリハビリテーションセンターに発達障がい者支援室を設置い

たしまして各局横断的な取り組み、またニーズの高い支援施策の充実に向けて取り組んでいるところでございます。

別紙で横長の資料をちょっとごらんいただけますでしょうか。1枚めくっていただいて横長の資料でございますけれども、発達障がい者支援の課題と方向性という資料でございます。先ほど申しました乳幼児期、学齢期、成人時のライフステージに応じた支援体制の構築ということで、それぞれの流れに応じまして、福祉局だけではなくてこども青少年局、教育委員会事務局、あわせて事業を実施してまいりました。

また戻っていただきまして、まず1点目の発達障がい者支援センター、エルム大阪でございますけれども、地域サポート体制の強化ということで、ここに書いてございます、各研修・講座等を実施してきたところでございます。乳幼児期につきましては、こども青少年局のほうで乳幼児期発達相談支援体制、また福祉局のほうでは専門療育機関の設置ということで、今年度3カ所の設置を行いまして160名の方への個別療育、保護者への研修等を行っているところでございます。

学齢期につきましては、特別支援教育の充実ということで、教育委員会さんのほうでユニバーサルサポート事業、また発達障がいの方の研修SV事業、巡回相談体制の強化、また発達障がいサポート事業といった事業を実施しておりますところでございます。また、こども青少年局さんにおかれましては、児童養護施設等での発達障がい者自立支援事業ということで今年度から取り組みを行っているところでございます。

めくっていただきまして成人期でございますけれども、就労の課題が多いということで、今年度、発達障がい者就労支援コーディネーター、これまで1名ございましたけれども、これを1名増員しまして合計2名で対応させていただいております。件数等につきましても、昨年度と比較いたしまして就職者が1.5倍、継続の方で1.4倍という状況になっているところでございます。

今後の課題でございますけれども、引き続き乳幼児期から成人期までのニーズに応じた支援施策等を各関係局の連携のもとで実施をいたしますとともに、当事者、ご家族等からなります発達障がい者支援部会におきまして、ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築を目指しまして、事業指針を策定して事業展開をしてまいりたいと考えております。

2つ目の 重症心身障がい児事業についてでございますけれども、これにつきましては、資料の別紙の先ほどの発達の次のページを見ていただけますでしょうか。重症心身障がい児の方は、ご承知のとおり重度の知的障がい、重度の身体障がいを重複される方ということで

医療的ケアが必要な方も多くございます。また、家族の方のニーズもショートステイの増を求められるところも多うございますので、今年度から、下にございます、医療機関における病床確保によるショートステイ事業ということの実施をさせていただいております。現在、3医療機関において実施をしておるところでございます。

それからもう一つは、横にございます重症心身障がい児の地域生活支援センター事業ということで、介護技術の研修等を実施しているところでございます。支援の理解を深めることとか研修内容のレベルアップ等について検討も進めてまいりたいというふうに考えております。また、医療型のショートステイの実施、利用等に係ります、情報交換、情報交流の機を図るということで、ネットワークづくりが今後の課題、対応というふうに考えております。

次に、次期大阪市障がい者支援計画・福祉計画につきまして、資料の2 - 2でご説明をさせていただきます。

まず、左のほうが現行の計画でございますけれども、障がい者支援計画と申しますのは、障害者基本法に基づきまして、これは福祉施策だけではなくてバリアフリーですとか、あるいは保育、教育、医療、啓発、そういった障がい施策にかかわりますさまざまな分野の方向性、方針を示させていただく計画でございます。現在、その左のほうに基本指針ということで、個人の尊重、社会参加の機会の確保、また地域での自立生活の推進と、この3つを基本方針といたしまして施策を進めているところでございます。これにつきましては24年度から29年度の計画でございますけれども、来年が3年ということで中間年にございますので、見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、下のほうの障がい福祉計画でございますけれども、これは障害者総合支援法に基づく各事業の見込み数ですとか、施設からの地域移行、精神科病院からの地域移行、また一般就労といった数値目標も掲げながら、3年間の計画として実施をするものでございます。18年度の障害者自立支援法の施行から今回4期目の計画となっております。こういった計画につきましては、来年度、見直しまたは策定ということで、右のほうに国の動向をちょっと記載させていただいておりますけれども、昨年4月に障害者総合支援法が新たに施行され、また虐待防止法、雇用促進法、それから障がい者の方の施設への優先調達推進法、また昨年6月には障害者差別解消法と、新たな法律がこの間施行されております。こういった国の動向等も見据えまして、来年度、計画の見直しをしていきたいというふうに考えております。障がい者の特に障がい福祉計画、第4期の計画につきましては、PDCAサイクルを用いたことも国の指針として出されておりますので、こういったことを織り込みながら計画策定を

進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、今後の策定のスケジュールでございますけれども、右下のほうに記載をしておりますけれども、障がい者当事者、または学識経験者等が参加をしております障がい者施策推進協議会の中にワーキング会議を設置いたしまして、来年度当初からワーキング会議を開催しまして素案を作成すると、その後、障がい者施策推進協議会のほうでもご審議をいただきまして、パブリック・コメント等を経まして、最終、来年の3月に計画の策定をしていきたいというふうに考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

障がい者支援計画、大阪市障がい福祉計画含めまして現在の実施状況についてご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。いかがでしょう。

これも24年度から26年度の3年計画等で、24年から29年の障がい支援計画の2つに分けて説明いただいたんですが、何かご質問ございませんか。ご意見でも結構です。いかがでしょう。15分間、質問時間と書いてあるんですが、なければ円滑に進めることもできるんですが、何かぜひこれというご質問なりご意見がございましたら。よろしいでしょうか。

ぜひこの計画の中でも障がい者の実態をきちっと捉えた計画をぜひつくっていただきたいというように思いますし、大阪市の特性というふうなこともぜひ入れて計画をつくっていただければ大変ありがたいというふうに思います。

ご意見ないようでございますから次の報告事項に移らせていただきたいというふうに思います。

報告事項の3番目でございますが、区や地域の実情に応じた地域福祉の推進等について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局（平井 福祉局生活福祉部地域福祉課長）

それでは、資料3 - 1から3 - 4に沿いまして順にご説明させていただきます。

まず、お手元資料3 - 1をごらんください。

「大阪市地域福祉推進指針に基づく各区の取組状況」についてご報告させていただきます。大阪市では平成24年12月に大阪市地域福祉推進指針を策定いたしましたが、策定の経過に

つきましては、前回平成24年度の総会におきましてご報告もさせていただいたところがございます。現在は、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、各区が指針に基づきまして、それぞれの区や地域の実情に応じて地域福祉計画の策定等の取り組みを進めているところがございます。福祉局といたしましても各区の取り組みを推進するよう、保健福祉事務研究協議会の開催を通じまして各区の情報共有を図ってまいったところがございます。

各区における地域福祉計画の策定状況でございますが、昨年平成25年3月に港区が全区に先駆けまして地域福祉計画の策定を行いまして、平成26年3月末現在では計4区が地域福祉計画や地域福祉ビジョン等を策定するに至っております。

また、生野区などの他区につきましても、現在策定に向けて具体的な作業を進めているところがございます。これらの区の計画策定に対しまして、牧里委員をはじめ本審議会の委員の皆様にかかわっていただいております。さらに各区の策定に向けた取り組みが進むよう、今後も委員の皆様にお力添えを賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、各区では、市の地域福祉推進指針や区の地域福祉計画に基づきまして、地域福祉の推進や地域課題の解決に向けた取り組みが進められておりまして、例えば港区では港区保健福祉センターと港区の社会福祉協議会が連携し地域を支援いたしまして、小学校区ごとのアクションプランでございます地域別の地域福祉活動計画を、区内の11地域全てにおきまして、この3月までに策定されたところがございます。そのほかにも、地域福祉推進パイロット事業の活用による見守りの仕組みの構築や、区社会福祉協議会との連携による研修啓発事業の実施など、区や地域の実情に応じた取り組みを各区が主体的に進めているところがございます。福祉局といたしましても、引き続き各区に対する支援や情報提供を行ってまいります。

なお、社会福祉協議会との連携につきましては、来年度平成26年度から区と区社会福祉協議会との間で協定を結びまして、行政と社会福祉協議会の双方の責任と役割分担のもと、地域福祉の推進に係る将来的な展望を共有し、連携・協働を一層進めてまいります。この協定によりまして、各区における地域福祉アクションプラン等の策定に向けた取り組みがさらに進むものと考えているところがございます。

続きまして、お手元資料3-2をごらんください。孤立死防止に向けたライフライン事業者等との連携協力についてでございます。

近年、亡くなられたことに近隣の方が気づかずに、相当の日数を経過してから発見されるという、いわゆる孤立死の事案が本市を含め全国的に発生しております。地域における見守

りの重要性が改めて注目されているところでございます。

本市では、これまでも各区において地域の実情に応じた見守りと取り組みを進めてまいったところでございますが、各ライフライン事業者等と協定を結ぶことで、各区における見守りの網の目をさらに細かくしていきたいと考えております。

協定は、事業者等が検針や配達等で戸別訪問をした際、孤立死につながるような異変を感じたときに区役所の窓口に通報していただくことで、孤立死の発生を未然に防止することを目的としております。

資料にございますとおり、本日までに、公益社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部大阪市連合支部、水道局、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、日本郵便株式会社の5事業者と協定を締結しております。これら事業者等から区役所に通報があれば、区役所が主となり民生委員・児童委員や区社会福祉協議会等の関係機関のご協力もいただきながら、安否確認を行ってまいりたいと思っております。

また、安否確認後は、再び同じような状況に陥ることがないように、必要に応じて地域の見守りや関係機関が実施する支援につなげていくことで、孤立死防止の可能性を高めてまいりたいと考えております。

続きまして、お手元資料3-3をごらんください。「生活困窮者自立支援法」への対応についてでございます。

厳しい経済雇用情勢の中、生活に困窮する世帯が増加をしております。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成25年12月、生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月1日の法施行に向けて、国において準備が進められているところでございます。

本市におきましても、生活困窮者支援の課題把握や適正な実施体制の見きわめ、法施行後の円滑な事業実施に向けた体制準備、及び新制度が本市の実情にも対応した実効性のあるものとなるよう国に対して提言等を行っていくため、平成26年1月から生活困窮者自立促進支援モデル事業に取り組んでおります。

具体的には、西淀川区、東淀川区、西成区の3区におきまして、必須事業でございます自立相談支援事業及び任意事業でございます就労準備支援事業を実施しております。なお、このモデル事業の実施状況等をもとに、本市の支援のあり方等を検討していくため、審議会の岩間委員をはじめといたしました有識者による生活困窮者自立促進支援懇談会を本年度から開催しているところでございます。今後、本市におきましても、補正予算等審議の内容となりますが、平成26年度にモデル事業実施区を拡充してまいりたいと考えているところでござ

います。

次に、次のページの別紙をごらんください。モデル事業実施状況でございます。

平成26年1月からの事業開始ということもございまして、まだまだ相談件数が多く上がっておりませんが、各区においては制度の周知、広報、地域の関係機関との連携づくりを進めるための取り組みを行っております。

資料3-3に戻っていただきまして、下のところのイメージ図でございますが、この制度は法に基づくサービスのみで対応するものではなく、フォーマル、インフォーマルな支援を組み合わせサービスを提供し、支援していくものでございます。したがって、地域のネットワークとの連携を進め、生活にお困りの方みずからSOSを発することが難しい方などについてもアウトリーチの手法を含めた対応で試みるなど早期に把握し、包括的・個別的な支援を提供していくことができるよう努めるとともに、平成27年度の制度の本格実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、お手元資料3-4でございます。いわゆる「ごみ屋敷」条例施行に係る福祉施策についてでございます。

大阪市では、家屋や敷地内にごみ等をため込み悪臭や害虫を発生させるなど、近隣の住民の生活環境に大きな影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」への対応を定めた条例を昨年12月に制定し、今月より施行しているところでございます。「ごみ屋敷」問題に関する条例の制定につきましては、政令市では初めての取り組みでございます。「ごみ屋敷」問題への対応につきまして、対話と説得を重視しながら、区役所を中心に地域の関係機関や関係者が連携いたしまして、「ごみ屋敷」に居住している方へ寄り添った支援を行い、ごみを撤去した後も再度「ごみ屋敷」に戻ることを防ぐよう、地域で見守り支援を継続していくことを基本的な考え方としておりまして、問題が解決した後もその方が地域の中で健康に安心して暮らし続けることができるよう、引き続き福祉的な支援に努めてまいり所存でございます。

特に福祉的な要素のある取り組みといたしましては、区役所が中心となって地域の関係機関、関係者を招集し、解決方策の検討や連絡調整等を行う対策会議の開催、「ごみ屋敷」に居住している方への精神医学的な見地からの対応を検討するための精神科医の派遣、堆積物の撤去には同意されたものの、経済的な理由によりその費用を負担できない方にかわって本市が撤去等を行う経済的支援がございまして、大阪市では、これらの取り組みを通じまして、地域の生活環境の改善だけでなく、居住している方への福祉的な支援も重視しながら、「ごみ屋敷」問題の解決に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

事務局から、地域福祉関連について合わせて4つのテーマにつきましてご説明をいただきました。ご質問、ご意見いかがでしょう。

山田委員

ちょうど1年前まで、3月31日ですので、去年の今日まで福祉行政に携わってきた者として、幾つかご指摘といたしますが、お願いを申し上げたいと思います。

まず、地域福祉推進指針に基づく各区の取り組み状況についてご説明いただきましたけれども、一昨年8月に公募区長が選任されまして、各区・地域の実情に合わせた取り組みがなされることになりました。正直なところ、各区長さんが福祉にどれだけ理解を持っておられるか、地域の実情をどれだけ把握されているか非常に不安でございました。地域福祉推進指針として考え方や現状について取りまとめましたこともございましたし、説明にございました福祉施策推進パイロット事業の予算につきましても、その目的を福祉に限るものとしてその旨市長にもご説明申し上げ、市長から各区長に指示をしていただきました。

今お聞きしたところ、区においても一定それらを踏まえて取り組みを進められているとのことでありまして、ほんの少しですが安心をいたしました。地域福祉施策等に関する地域福祉計画は4区で策定され3区で策定中、これが多いかどうかは別にいたしまして、それから港区では地域ごとの活動計画、それから要援護者のニーズ把握や見守り活動などの取り組みが進められているということで若干安心をいたしましたけれども、大阪市には住民の福祉の推進に長い歴史がございます。また全国に先駆けた取り組みも多数ございます。福祉局として引き続き、区の福祉推進にかかわることをお聞きしましたけれども、各区の自主性、主体性は基本としながら、大阪市において取り組まれてきたノウハウを生かせるよう、各区が住民の福祉ニーズに的確に応えられるように支援をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、相談支援の課題でございます。少子高齢化の進行、地域における社会的孤立の広がりなど、福祉課題は一層複雑化、多様化、深刻化してまいっております。先ほどご説明にもございましたけれども、いわゆる「ごみ屋敷」の問題、それから孤立死の問題など、支援につながらず地域に埋もれている、あるいは制度のはざまにある要援護者に関する

る相談支援のニーズは今後ますます大きくなっていくと思われます。このような福祉課題に
対しまして、例えば高齢者につきましては地域包括支援センターが役割を果たしているわけ
でございますけれども、高齢・障がい・児童といった分野別の相談支援の仕組みだけでは十
分な対応ができない、これは生活困窮者の自立支援の課題でも同様でございますけれども、
横断的な取り組みが必要だと思ひます。身近な地域において相談を受けとめて、住民と専門
職と区が連携して適切な支援につなげていく、これが大事でございますし、27年度からの高
齢者・障がい者の計画も策定中ということでございますので、この仕組みの構築というのは
喫緊の課題であると思ひます。市の財政状況の問題、行政改革の状況もございませけれども、
福祉局、こども青少年局におかれましては課題を整理し、区にも示し、効果的、効率的な仕
組みを早急に検討されたいと思ひます。

なお、改革といへば、ともすれば今までやってきた取り組みは全て誤りであったというよ
うな考えに陥りがちですけれども、今までの取り組みの検証もせずに漫然と続けるというの
は問題でございます。精査は必要ですけれども、効果的な取り組みについては活用すべきで
あると思ひます。

また、高度な専門性を必要とするものにつきましては、行政責任として取り組むべき課題
もあるというふうにご考へております。社会福祉審議会としても協力は惜しまないつもりです
ので、福祉局、こども青少年局の皆さんには引き続き熱意を持って取り組まれるようお願い
をします。以上です。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございます。前福祉局長からということでご意見でございますが、
それじゃ中田委員。

中田委員

私は東住吉と西区で社会的養護の施設をやっている者なんですが、例えば今お話のあった
3 - 1の東住吉区の策定中というのは何の話も余り聞こえてこない。今、山田委員がおっし
ゃったように、区のレベルでも縦割りの最終は区ですから、区でこういう縦割りの総括的な
話し合う場が必要なのかなというふうにも思っております。これは意見ですので。そう
いうことがないと結局、孤立する家庭と「ごみ屋敷」と青少年の問題、障がい児の問題、全

部地域に行くわけで、町会の人意見をかなり取り入れるということと、それからこれは、安易なアイデアなんです、定年退職した人、特に男性は仕事がない、やることがないから、3,000円ぐらいの花見に行ったり飲み行ったり、それで晩年が終わりなんだそうですが、やっぱりこういう人の活用、昔から前期高齢者を後期高齢者のために使ったらどうかというような、岡村先生なんかもよくおっしゃっていたことなんで、これを本格的にやることは大阪市としての特徴が出てくる。分野横断的なことは、区のレベルでは横断的な情報でそれが実践される場なんでぜひ。特に私はアイデアがあるわけじゃないんですけども。今日のお話聞いていると縦割りで実にはいい計画ができるんですが、それが実践されるのは地域なんで、そこでワンストップサービスができるような機構なり何なりをおつくりいただいたほうが、この今日のテーマとはちょっと違いますけれども、どうもそういうことが必要なんじゃないかなとずっと感じている。

ちなみに、私も今の子供の施設へ行く前はあいりんの人の施設で6年ほどおりました。だから、そういうことをやらないと、地域の中に地域の情報があって、それが行政に結びつくというのが本当の地域福祉じゃないかなという気がしてしょうがないので、ぜひ。縦割りは縦割りで国から出てくるのはしょうがないんで、それをこなす部分もありますけれども、大阪市としてない予算の中で工夫をするというような、そういうことも私はあるんじゃないかなというのが1つあります。

それからあと、今日はその他の時間がないんでついでにもう一つお願いをしときたいんですが、今、市のレベルで、指定管理でいるんな、私のような児童の分野も含めているんなこと出るんですけども、ここの基本協定については、さて私、今西区でやっているの30人の職員をやっておりました、期限が切れたら30人の生首切らにやいかん。これは市会、基本協定ですから市会の先生にぜひお考えいただかないと、それでしかも入所施設とか通所施設もそうですけれども、人間関係の仕事を年度で切って次々にやるというのはいかがなものか社会福祉的には非常に困る現象が起きるので、基本協定についてはここのレベルの話じゃないかもしれませんが、ぜひ市会のほうでよく検討いただきたい、この2点でございます。以上です。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。ご意見ということで承っておきます。

それじゃ、どうぞ。

小山委員

僕が関心持つのは孤立死防止のところなんですけれども、とても大事だと思います。そしてライフライン事業者との連携というのも、とても全面的に賛成です。ほかにもいろいろあると思います、コンビニの話やら、いろんなところともぜひ積極的にしていただきたいと思うんです。

ただ、区全体見ても、やはり見守りなんですね。つまり孤立死の話と見守りという、やや受身的なものという、そこに少し落差を感じていて、それは言いかえると、上野千鶴子さんらもそうですけれども、要は一方で自由な国なのだから、ほっといてくれという、こういう意見を地域がどう捉え、行政がどう捉えるかという話になります。その自由があるんじゃないかという話。その中で実は地域住民は困っているわけですね、どうしたらいいのか。気にはかけるけれどもほっといてくれと言われたらどうしたらいいのかみたいなところは実は答えが出ていないということがあります。この地域社協、ライフライン事業所、地域包括やケアマネによる見守り制に全部賛成なんですけれども、そういう意味でいうと実は僕みんな大事なんですけれども民生委員が数的に言う一番多いというのか、地域にいるという事実があります。実はこれは私的なことやから言わんほうがいいのかわからんですけれども僕の家内が民生委員なんですね、ほんでもう10年来して、いつも文句を聞きます。それは何かと言うと、何をしてほしいというメッセージが行政からは来ないわけなんですね。もちろん包括からは来るしケアマネからは来ているし、しょっちゅう会いに行っていて独居の人のおうちにもしきりに行ったりは個人的にはしています。ただ、今いるメッセージ、「こういうことを頼みたいと思ってるんだ」「こういう役割を期待してるんだ」というのが必ずしも伝わってこないまま各個人としての民生委員の力量の範囲でやっているみたいなのところがあるように思います。このライフライン事業所とか全面的に賛成ですけれども、やっぱり毎日という話にはならない部分があります、また押しかけてノックするわけになかなかというところもあります。そういう意味で、ある意味で自由の国としてはある程度尊重しなきゃいけない、この「ほっといてくれ」の問題と、一方で「悪いけれどもほっとかへんよ」というこちらのメッセージとの兼ね合いの、もちろん一人一人地域住民が個人で考えることではあるんですけれども、行政としては行政の範囲でこう考えているんだということ、それがこのような事業所との約束にもなるでしょうし、民生委員へのお願いにもなっていくんだろう、そんなふうな気がしています。そういう意味ではぜひ家内なんかには、もっと民生委員を使えと、そのメ

ッセージを発信してくれと言われとるんで。実際、数的に見て本当に地域の中になくなることがない、普通のボランティアとかでしたら嫌だと言うたらゼロになってしまうかわからんところを、国営で確実に置いているわけなんですから。いわゆるトップダウン的に使うというふうなことは今どきできませんけれども、ぜひこの孤立死防止なんていうところではライフライン事業者とつながりながら、そしてメッセージをしっかりと行政のほうが発しながら利用していただけたらありがたいな、そんな気がしています。感想とお願いであります。

白澤委員長

何か事務局、ございますでしょうか。

事務局（平井 福祉局生活福祉部地域福祉課長）

ありがとうございました。今、さまざまなご意見を頂戴しているところでございますけれども、高齢者だけでなく、いろんなスタッフと連携をしながら地域福祉のことを捉えなければならぬ、というようなご意見がございました。私ども地域福祉課はそのためにあるところでございますので、ぜひとも職務を全うしたいというふうに思っていますので、今後ご指導のほうよろしくお願いいたします。

それと民生委員について、先ほど孤立死の関係で民生委員の話題がございました。今日も民生委員の会長に来ていただいていますので、ぜひご発言いただけたらなというふうに思っていますけれども、この間、ライフライン事業者等の協定の中で大変だったことは、どういう形で個人情報を引き継いでいくのかというのが非常に大きな課題でございました。ライフライン事業者といえども民間の事業者でございますので、そういった顧客情報でありますとか、あるいは滞納情報みたいなものはなかなか表に出せないというふうなこともございます。して、資料に書かせてもらいましたけれども、そういったお仕事をする中で異変に気づくというところに着目をいたしまして、これは死ぬかもしれんというようなこともございますので、そういうときにはきちっと情報を与えてもらえるような、そういった仕組みというところを少しずつやっているところでございます。痛ましい事件、冒頭局長からもご挨拶させてもらったときにもありましたけれども、こういった事件が二度と起こらないように、我々としてもできることは1つずつやっていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

白澤委員長

はい、ほかに。

それじゃ、上野谷委員、どうぞ。

上野谷委員

今の民生委員さんの話に関してですが、私は厚労省で今、民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会の座長をしております。5月12日の「民生委員・児童委員の日」に向けて報告書を出すという予定にしております。

今のお話なんですが、民生委員さんは特別職の地方公務員ですので自治体の責任があるにもかかわらず、自治体がきちりそのことを把握していないのではないかという議論もございました。その報告書をごらんいただきましたら、今、小山委員のおっしゃったようなことを含めて、大阪市としての対応の、よさかまずさか、それは報告書を見ていただきたいんですけども、全国の自治体はかなり頑張っておられますので、それを見てご意見を頂戴したらいいのではないかなというふうに思います。

私が今日お話したかったのは地域福祉に関してでございます、「地域福祉計画を策定していない大阪市」ですが、「推進指針」は作っておられますけれども、自治体計画、行政計画である地域福祉計画を作っていないということの認識を、行政としてどの程度していらっしゃるのか、ということですね。各区の計画は確かに策定中かもしれませんが、そういう認識をきちりされているのでしょうか。今日、説明された内容は、全て地域福祉の案件です。私から審議会の委員の先生方をお願いしたいのは、この「失われた3年」をどうするのか、ということです。これはぜひ検討していただきたい。このように思っています。

白澤委員長

それじゃ、乾委員。

乾委員

社協の乾でございます。先ほどの報告で3つほどございました。その前に、今、上野谷先

生が言われました民生委員のことでございますけれども、全社協へ行きましたら今年の中で民生委員の市民への理解を図ることがございましたが、具体的にはやっぱり自治体の長が理解してもらわないけませんね。2,700人も民生委員が、国際会議場で集まっていますのに大阪市は来られていませんもんね、トップの方。これらをちょっと発言したい、あったんでね、これは余分なことですが。

地域福祉推進に基づく計画のビジョンの策定について、今「検討中の区」とかございましたが、西成区は検討中の区に入らない、検討していないと思います。といいますのはその前に活動計画（アクションプラン）がありましたからね。これが平成18年、22年、25年度に計画策定して推進しているところですから。各部会に分かれまして、具体的な活動をこちらは今やっているところなんですよね。そこでこれが出てきました。しかし現状は、この前の区社協の理事会で区長・区役所と社会福祉に関する協定書を結びまして、私たちは防災に関する課題もありますから、これはそこへ位置づけて、これから進めていくことになるかと思えます。ですから、まだ先のプランに取り組んでいる中に、次、指針が来まして、恐らく区主導で策定することになると思いますが、区のほうではよう動かないと思えます。前段で受け皿をつくっていかないとだめじゃないかなと思うんです。これから進める協定書を交わしたというところまでを目指していただきます。

それから、生活困窮者自立支援法が今年からモデル区でやっておりますけれども、大変な課題、社協でこれをして思いましたが、今日実は1人辞められたんですけれども、取り組みは具体的に、就労のほうはNPOにさせていただきまして、幸い連携も十分しながらやっております。まだこれからでございますけれども生活困窮者自立支援、これは生活保護を受けないよういかに就労につなげて自立していくか。ところが実際の相談はいかにしたら生活保護を受けられるかというふうなのが数を占めているというのが現状でございますけれども、ただ緊急時の夜間に来られてとか、あるいは食事をいっそもしていないとか一食もしていないとかいうこともありますので、そういう備えも社協から基金を若干入れることにつきまして過日の理事会に承認をもらいました。NPOとも連携をしておりますので、宿泊についてはサポーターハウスを利用するとかそれも連携をしながらやっております。非常に具体的に、ほなそれで何をやるんか、食事の場合何するんかいうたら、事務局の考えはカップヌードルとかをお渡しするとかということだったんで、過日の理事会で報告しましたら、NPOの方からそれじゃなくして防災であります緊急時の食品、いわゆるアルファ米とかのほう喜ばれますよ、御飯のほうやっぱり喜ばれます、具体的なことございましたんで、そう

いう取り組みもしていきたいと思っております。

それから、先ほど「ごみ屋敷」の問題が出ましたが、「ごみ屋敷」も条例化ができれば大変取り組みやすい。我々は個別に既に取り組んでおりまして、たとえば統合失調症になっておられた方、それを保健所につないで、しかしそれでも施設に入られるまで半年かかっています。その間、夜間何回も行ったりとか、それから地域の民生委員であったりネットワーク委員であったり町会女性部の方が皆直接対応して、区役所と一緒に連携しながら「ごみ屋敷」の方への対応をがやってきましたと。たまたま「ごみ屋敷」を見つけたのは地域の方がネットワーク委員さん、女性部の方が見ておられて、その後の対応に実際は4～5カ月かかりました。ご兄弟まだおられましたけど、区役所のほうも対応していただいて。持ち家でしたけれども古い大正時代の建物で、ボロボロになっておりますから、それらを区役所のほうで預かって、何というんですか、後から返還するということで生活保護を決定していただいて、それで病院措置もしてとかということがございました。制度化されますと、そういうことが割とやりやすいんではないかなと思われます。

この先ほどの報告で3点ほど、ちょっと新規ということでございましたんで報告させていただきます。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございます。地域の実情という観点からお話しいただきました。

それじゃ、岩間委員。

岩間委員

先ほどから総合的な相談支援体制のあり方について、いろいろご意見が出ておりますので、ここであわせて少しお話しできればというふうに思います。高齢者、あるいは障がい者、それから子供といった従来の分野の枠を越えた相談体制をどうつくるか、それから年齢枠を越えたところでの総合的な支援体制をどうつくっていくのか、そしてそこに地域住民を巻き込みながら一体的な相談支援体制をどうつくっていくのか、そしてそこで制度的な狭間をどうやって解消していくのかというあたり、それを小地域を舞台にして展開していこうというのが今の地域福祉の1つの大きな推進の柱になっているんだろうと思うんですね。今お話しいただいた、これまでの高齢者施策、あるいは障がい者施策の計画、これももちろん分野別には

大事な話であるわけなんです、加えて生活困窮者の問題、「ごみ屋敷」の問題、孤立死の問題、これ全て地域としての課題に関係する話であるんだろうと思うんですね。本年度から生活困窮者の取り組みも大阪市で始まったということなんです、特に生活困窮者の話になってきますと、その担当部局の方ですとか、あるいは委託を受けたところが一所懸命やることがもちろん大事なんだけど、それだけではなくて、彼らが活動できる舞台をどうつくっていくのかということがあっての話だろうと思うんですね。人を育て、それから機能できる人を幾ら配置しても、地域の中でそれができるような場がなかったらやっぱり動かないという話だろうと思うんですね。ですので、生活困窮者の件を推進していくということは、総合的な相談支援体制を大阪市の中にどうやってつくっていくのかということと強く連動してくる話になってくるんだろうというふうに思います。法律に基づいてきちんと施策を粛々とやっていく、それは結局、生活の課題は一番小さな小地域のところで課題が出てくるわけなんで、そこで総合的に見守りをし、そして専門職と一緒にあって問題解決をしていくという仕組みづくりのところに、ぜひ生活困窮者自立支援計画を含めて、小地域の計画も含めて、その施策づくりのほうを進めていくということをしてぜひ来年度以降検討してもらえたらというふうに思っております。以上です。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

はい、どうぞ、白國委員。

白國委員

民児協の白國でございます。今日初めて出まして、今日はどんな様子かというのを思うだけで、じっくりと審議の内容を聞きたいというふうに思っておりましたけれども、先ほどからしばしば民生委員についていろいろとお話が出ます。小山委員の奥さんが民生委員をお引き受けいただいております、我々とともにやっておるわけですがけれども、例えば今日の資料の地域福祉のところ、3 - 2のライフラインの事業者との連携ということについて、25年度の、今年度の夏季になりまして具体的にこれが進みまして、市内全区に今周知を始めたところでございます。ただ、協定を結びました事業者、あるいは区役所から民生委員のほうに連絡があれば同行させていただく、あるいは同じように努めるというようなことになってお

りまして、そういうことについて今周知を図っているところでございます。これには大きな問題がございまして、多分、今日ご出席の方は皆ご存じやと思いますけれども、先だって寝屋川でいわゆる施設が、もちろん同意方式でございましてけれども、緊急時であっても住宅になかなか入り切れない、消防署が行っても警察が行っても入れないというところで、施設の地域貢献と、社会福祉事業というところの扱いを重視して、施設が、グループホームであったり特養であったりそういったところが鍵を預かるという取組みを始めています。民生委員も、あるいは関係者が寄って、ドアを壊すことなく安否確認ができるよう、そうしたことも1つの選択肢として、今検討がされて実際に実践をされているというようなところがございます。

上野谷委員からお話があったように、5月に全民連のほうで民生委員が活動しやすい環境について答申があるというふうに先月も伺っておりますが、ただ、大阪市の現状を申しますと4,238名の定数でございましてけれども、あすの4月1日付で就任をいただく方が171名減の4,067名というようなことでございます。全国的に見て、1期が3年でございましてけれども、1期、2期でおやめになる方が6割いらっしゃいます。大阪市もそういう傾向がございまして、平成12年の例えば児童虐待防止法、そのあと高齢者虐待防止法であったり、ホームレス自立支援法、あるいは来年度から実施される予定の生活困窮者自立支援法、そういう法律ができる受け皿は地域にあっては民生委員ばかりなんです。だから、その委員としての職務も量も領域もふえ続けているという現状がありまして、それは組織自身としても大変大きな課題でございます。

もう一方では、大阪市内はマンション中心に住居形態が大きく変わってまいりまして、いろいろ積極的な委員さんがおって調査をしたいと思ってもなかなかやっぱり難しいと、相談支援まで行くまでに調査だけでくたびれてしまうというような現実がございます。これ、いろいろと2年ぐらい前から個人情報保護法のところでいろいろ検討して、民生委員に対して今度災害防止のほうで名簿をつくらうということで、つくっていただくのはいいけれども、それがやっぱり民生委員になぜ提供できないかというのは、いろんな分野のところで求められているわけですね。大阪市の個人情報保護条例の中の10条の中でどうしても出せないとなっております。全国的に見たら小さな自治体を中心にどんどん特別地方公務員というようなところに情報の提供をしているというような流れになっておりますので、本当に大阪市自身も考えていただいて、情報を提供していただくというようなこともぜひ検討をお願いしたいなというふうに思います。

ちょっと少し今日の議論から論点がずれましたけれども、そんなことで、できるだけ委員の中の周知、いろいろとやってまいりたいと、地域福祉の推進に努めてまいりたいと考えております。特に今日乾委員もお出ましてでございますけれども、社協とは両輪の関係でございまして、実際に両輪として支え合うというようなところをもっと深く進めていかなければならないと、このように思っておりますのでございます。ちょっと長く論点外れまして。

白澤委員長

どうもありがとうございました。会長からは民生委員の実情というようなことと課題についてもお話いただきました。

ほかに何かございませんでしょうか。

北尾委員

恐れ入ります。随分意見が出ました、参考にさせていただきたいと存じます。私、地域振興会を仰せつかっております北尾と申します。新市長さんができまして最も嫌われた団体、地域振興会でございます。しかし、先ほど中田委員さんから申されましたように、やはり地域が主体でなければならない。そういう点で、各種団体を網羅して地域活動協議会、俗に言いますまちづくり協議会がスタートをいたしておりますけれども、なかなか浸透するところまでまいりません。先ほどからいろんな説明をいただき、これはすばらしいと思います。これはやはり地域でもう少しみんなが話し合う、そしてこれに取り組んでいく、これが橋下さんが理想とする地域活動協議会ではなからうか。民生委員・児童委員なんてすばらしい方々が地域でご就任をいただいとるわけでございますし、大変なご苦勞を頂戴いたしております。私どもは13団体あるんですが、これらが全て力を合わせて取り組んでまいらないと、理想論だけ言うとなんではなかなか前へ進まない、そのようにも思いますし、先ほど言われたように地域でこういう話は聞いたことがないなということもあります。

話はそれですけれども、災害がこれだけ近いと言われるだけに、これに対して大変な取り組みをいたしておりますので、これを含めてこれから孤立死やら生活困窮者、こういうことにしっかりした取り組みをしてまいらねばならない。それはやはりそれぞれの地域で、区で話し合っていたら。そうでないと、こういうところでどんなすばらしいことを話されておっても区の方々が知らなかったら話になりません。よって、先ほど申し上げたように市長

に嫌われた団体でしたけれども、1年ほどたちましたら大分話が変わりました。地域振興会というのはそれだけやっとなる会かなということのご認識をいただいたようでありますので、これをしっかり我々も踏まえて取り組んでまいりたいと思いますし、地域でこういう思いを浸透させながら各種団体が力を合わせ、まずそれが、今日も社協の乾会長が来ていただいておりますけれども、先般来、ここで社協の会合をしながら、こういう問題に全て社協が主体になって取り組んでいただいている、社協の従事者も大変であるなという感心をしながら感謝を申し上げておるところでございました。そういう点では、やはりまず住民が貴重な会費を納めていただける地域振興会が主体になって頑張ったい、かように存じます。どうぞ指導よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

白澤委員長

どうもありがとうございました。今日は社協も地域振興会も民生委員の皆さん方の実情についてもお話をいただきました。大変いい機会だったような気がいたします。今日の地域福祉のセクション、15分というのが30分以上超えているんですが、今日の話聞いていて、ぜひ事務局にお願いしておきたいなという思いがございます。

いろんな先生方のご意見にもございますように、やはり地域を主体にしてどのような地域の団体や専門家が一体になって活動をやるかという仕組みを、ぜひもう一度再建をしていただきたい、こういうふうに思うんです。ある意味では、もう一度新しいものをつくるということにはなるんだろうと思いますが、その中で、いろんな国からおりてくる、例えば今さっきの介護保険にしても障がい者にしても、国はやっぱり縦割りでおろしてくるわけです。例えば相談業務にしても、障がいであれば障がい福祉部が基幹型の何々をつくりなさい、介護保険は地域包括支援センターがつくりなさいと。そういうものを、大阪市の中で知恵を出して、インフォーマルなものとそういう施策をうまくジョイントさせて地域づくりをしていくというのが知恵の出し合いなんだろうと思います、自治体の。そういう意味で、それなりに大阪市が今までやってきたことをもう一度新しく作り直さなければ、そもそも先ほどの2つの介護保険事業計画にしても障がい者計画にしてもうまく進まないということです。これはぜひ、地域福祉課にその機能を果たしていただきたい。地域福祉課からの報告に対して、今日たくさんのご意見が出ているということは、そのような期待があるということだと思います。これは前々から申し上げていることですが、地域福祉計画ってほかの市町村でもつくっているんですが、他の計画からの寄せ集めでつくっているんですね。簡単に言えば老人

とか障がい担当するセクションがある、余っている生活困窮者とかコミュニティーワーカー、これをやるのが地域福祉計画だ、こういう感じがあるんですが、それではないんじゃないかと。もう少し全体を含めて、障がいも高齢も、あるいは、子供の問題も含めて地域のあり方を考える地域福祉課としての機能を果たしていただきたい。こういうことをお願いして、これは市のほうには意見を求めませんが、ぜひそういうことで要望としてご理解をいただければ大変ありがたいというように思います。

それじゃ次の議題に移らせていただきますが、次は報告事項の4でございますが、「子ども・子育て支援新制度」に伴う社会福祉審議会・児童福祉専門分科会の部会の新設についての件でございます。この部会設置につきましては、規定上、委員長が定めることという専決事項になっているわけでありまして、今般、児童福祉法の一部改正により新たな部会を設けることということで、報告を事務局からしていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

事務局（赤本 こども青少年局保育施策部こども子育て支援制度構築担当課長）

それでは、社会福祉審議会・児童福祉専門分科会の新たな部会の設置についてご説明申し上げます。

お手元の資料4番をごらんください。「子ども・子育て支援新制度」に伴う社会福祉審議会・児童福祉専門分科会の部会の新設についてと記載している資料でございます。

これは、平成24年8月に公布されました子ども・子育て関連3法により、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行が予定されております。これに伴いまして児童福祉法の改正も行われ、この中で地域型保育事業及び保育所設置の認可の際には児童福祉審議会の意見を聞かなければならないと規定されました。児童福祉審議会につきましては、本市では社会福祉審議会の中に児童福祉に関する専門分科会として児童福祉専門分科会を設けており、その分科会に保育事業の認可を所掌事務とする新たな部会を設置したいと考えております。部会の名称については現時点では仮称でありまして、1-1のとおり保育事業認可部会として考えております。部会が所掌する事務といたしましては、1つが児童福祉法第34条の15第4項に基づく地域型保育事業の認可に関する事項、さらに児童福祉法第35条第6項に基づく保育所の設置認可に関する事項でございます。

次に、部会を構成する委員につきましては、議事の3のとおり児童福祉関係を専門とする有識者、弁護士及び公認会計士を予定させていただいておりますが、所掌する事務が保育事

業の認可に関する事項であることから、現在、こども青少年局内に設置しております幼保連携型認定こども園及び認可保育所設置運営法人選定会議との整理を図ってまいりたいと考えています。

また、資料の2の部会設置の時期につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行予定日であります平成27年4月に向けまして、地域型保育事業及び保育所設置の認可を含む事前準備事務を平成26年度後半から始める必要があることから、平成26年9月の設置を予定しております。ご説明は以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。保育事業認可部会を設置したいということでございますが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。いかがでしょう。

これは、先ほども話がございましたように、児童福祉法の改正で地域型保育事業及び保育所の認可につきまして審議会の意見を聞く必要がある、こういうことになった関係で新設をしたいということでございます。

ご意見ございませんでしょうか。ないようでしたらお認めさせていただきたい。

以上で、きょう事務局からの報告事項は終わりですが、委員の皆さん方から何かございませんでしょうか。いかがでしょう。

それじゃどうぞ。

木下委員

きょう初めて参加をさせていただきました木下でございます。このいただいた資料の中に、例えば平成27年3月を目途に高齢者保健福祉計画が策定されようとしている、27年3月に同じく次期障がい者支援計画の計画が策定されようとしておられるわけですけれども、計画期間が27年から29年というふうになっています。非常に下世話な話で申しわけないですけれども、都構想というのが27年の4月からやると市長が吹聴されている状況の中で、理事者の皆さんは27年以降も大阪市が残る前提でこの資料を出されているのか、どういうお心積もりがあるのか、少なくとも法定協議会で出されている財政シミュレーションではこないなっていないですよ。法定協議会の中で出されている財政シミュレーションの福祉のページ、つぶさに検証していませんけれども、たしかこうはなっていないかというふうに思っています、

ちょっと市長のおっしゃっておられることと、理事者の皆さんから提出されてこんだけの議論がなされている中で水を差すようで申しわけないですけども、その方向性がきちっと、27年の4月に都構想をやって特別区やるんやと言っている市長のもとで、理事者の皆さんからこういう資料が出てくるとどういうふうなあれなんかなというのは、さっきから民生委員のいろんな問題も承りましたけれども、組織の形態が変わろうとしている状況の中でこれをつくる意味があるんですか、あるいは4月以降どうなるんですかというのは我々地元でも来年の4月からどうなるのという問い合わせがぎょうさん寄せられる中で、この資料をつくられて、じゃこのとおりお進めいただけるんですねということでええのかどうかね。それは大阪市の市政運営の根幹にかかわる問題なんで、きちっとやっぱりちょっとその辺のところだけ教えていただきたいと思います。

白澤委員長

それじゃ、事務局。

事務局（久保 福祉局高齢者施策部長）

今ご質問の計画の関係でございますが、この計画と申しますのは、市町村において策定することが定められている法定計画でございます。平成27年度からの3年間の計画を市町村でつくらなければいけないということになってございます。

私どもが所管しております高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきましては、来年度（平成26年度）の1年間をかけまして、平成27年4月1日からの計画を策定するわけですけども、今、委員からご質問のありました4月1日からの基礎自治体といいますか、大阪市の形態がどういうふうな形になろうとも、やはり法定計画でございますし、これは、介護保険の計画でございますので、保険料等も設定もございまして、そういった意味でいろんな検討すべき課題もございまして、平成27年4月1日からの計画につきましては、今のところ水平連携等も含めまして一律的な計画をつくっていきたいというふうに考えてございます。

事務局（小倉 福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）

ちょっとすみません、申しわけございません。計画のほうですけども、計画のほうの策定は、今部長申しましたように27年度からの法定計画でございます。その前段で26年度に各

市町村のほうで計画をつくっていくということでございます。今いろいろ議会のほうでご審議いただいております都構想のほうも含めましてでございますけれども、私ども事務担当しておるものとしたしましては27年度、26年度は大阪市がでございますので、大阪市としてやるべき仕事を26年度としてはやっていくということで進めさせていただきとるところでございます。委員ご指摘のございました27年度以降この計画がどう取り扱われるのかということにつきましては、今、高齢者福祉計画、障がい支援計画、ある意味供給計画といいますが、そうしたものをどうつくっていくかという計画でございますので、それは27年度以降にいろいろ議論されている中でうまくつながっていくような形を想定して考えていけばいいのかなということでございますけれども、今は私ども大阪市が26年度は残ってございますので、その中でやるべき作業として計画づくりをさせていただいているということでございます。

木下委員

いや、あのね、余りそこを深追いするつもりもないんであれですけども、ただ老人ホームの例えば整備計画なんかでも数の問題ではなくなってくるんですよ。いわゆる5区案であれ7区案であれ、それぞれの地域によって極めて特養のニーズというのは偏りがあって、今、大阪市内でグロスでこれだけの数を埋めるとみれば、その市内の行き来の中でそれぞれの手当てができるという、スキームというか動いているんですけども、もしこれが特別区が設置されてそれぞれの自治体で運用されるということになれば、物すごいその対応は変わってきて、整備計画そのものを抜本的に見直さなアカンような状況にもなるわけです。これらのことというのは、自治体をまたいでどうこうするというのにはなじまないというのが今の東京都の中でもそうですし、特別区があっても江戸川区の人が世田谷区の施設に入るというのはなかなか困難なんです。そういう状況の中でこれらの取り組みが、今回は226人分が前倒しで結果としてこういうふうになりますという報告をいただいておりますけれども、27年度以降、じゃどうなるんですかと、いわゆるエリア別の状況分析というのをさせていただかないと、なかなかこういう趣旨の問題も含めて非常にデリケートな問題になってくるのになという思いで僕は聞かせていただいていたんで、しっかりとその辺のところは今後それぞれまた委員さんにもお願いをしてもらいますけれども、ただ、今年度、極めてどうなるかわからない状況の中で来年度以降のこの計画を立てていただかなきゃいかんご苦労はわかりますけれども、市民の皆さんに対して混乱しないような福祉施策ができるようお願いをしておきたいと思えます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。ぜひうまく、27年度どういう形になるかわかりませんが、27年度とつながれるような形、計画を考えていただきたい。ただ、法定計画でございますから義務ということで、市町村にとっては必ずやらなきゃならない計画でございますから、それをうまく円滑につなげるというような形で事務局のほうでお願いをしたいというふうに思います。

はい、どうぞ。

上野谷委員

木下先生のご心配そのもので、私どもは介護保険計画の部会長も仰せつかっておりますので、何といたしましても法定計画であるため、介護保険料を算出しなければなりません。ですからとめることができない。いろんな大阪市の仕事を長いこと、白澤会長もそうですけれども、させていただいておりますけれども、無駄になってもせないかんのが、これは市民の生活を維持するための仕事なので、先ほどから、いや、えらいときにいろんな委員、長いことしていますけれども、させていただいて、おっしゃるように無駄になってもするんですね。その意気込みで私ども、大阪市政、大阪市民のために動いているということなので、おっしゃるとおり、おっしゃるように本当に大変なことを行政もやっていただいているし、委員の先生方も部会を預かっております人間としてもわかった上でやらせていただいておりますので、そうになりましたときにはスムーズにいくように、あるいは合併前も同じなんですよ、合併する前でもやっているんですね、それぞれ計画やって、合併した暁にはそれを上手に履行するように大体3年から5年かけて着陸するようにご苦労を、行政も定年前5年間ぐらい頑張ってくださいということになるんでしょうが、私なんかそろそろ消えてなくなる、ですからもう本当に委員の先生方にはそういうふうにお伝えさせていただいて、一つやっぱりやり続けながら上手にどちらかに行ってくださいということをお願いする。もう議員の先生には特にお願いする。そのときには、みんな委員にご苦労さまご苦労さまと申すてくださいね。ありがとう。

白澤委員長

ということで、介護保険事業計画にしましても障がい福祉計画につきましても、少しまくソフトランディング、どのような状況でもソフトランディングできるということも配慮しながらぜひお願いしたいということで、ほかになければ事務局に返させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局

白澤委員長、ありがとうございました。委員の皆様方には、本日はお忙しい中、また長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。これをもちまして本日の総会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。